

令和7年第1回東広島市議会定例会

議

案

そ の 3

令和7年3月

議案第 6 4 号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 1 8 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 中学校教師用教科書及び指導書
- (3) 数量 1, 2 5 6 冊

2 取得価格

3, 1 0 7 万 9, 0 5 7 円

3 相手方

尾道市東尾道 1 0 番地 2 6

株式会社啓文社

代表取締役 手 塚 淳 三

(提案理由)

中学校で使用する中学校教師用教科書及び指導書を買入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

